

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	那覇市民会館の使用時間の延長		
根拠法令及び条項	那覇市民会館条例施行規則第11条第2項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
審査基準	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市民会館条例施行規則第11条第2項 (使用時間の解釈及び延長) 第11条 使用時間は、行事に実際に使用する時間のほか、その準備、リハーサル等及び後片付けに要する時間を含むものとする。 2 使用者は、使用を開始した後においては使用時間を延長することはできない。ただし、市長が特に認めた場合で延長する使用時間に係る使用料が納付されたときは、この限りでない。		
	審査基準 設定年月日	1970年11月18日	審査基準 最終変更年月日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間() <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第2号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 設定年月日	年 月 日
所管部署	市民文化部 文化振興課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。